	又は同条第七項若しくは第二十四項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止
［略］	八　［略］

2　連合会及びその子会社等についての法第九十四条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分	命令
［略］	
第二区分　連結自己資本比率一パーセント以上二パーセント未満	次の各号に掲げる連合会及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令 ［一～八　略］ 九　法第十条第一項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの、同条第六項各号に掲げる事業（同項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）又は同条第七項若しくは第二十四項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止 十　［略］
［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

	又は同条第七項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止
［同上］	八　［同上］

2　［同上］

自己資本の充実の状況に係る区分	命令
［同上］	
第二区分　［同上］	［同上］ ［一～八　同上］ 九　法第十条第一項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの、同条第六項各号に掲げる事業（同項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）又は同条第七項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止 十　［同上］
［同上］	

附　則

この命令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

○内閣府令・財務省令・経済産業省令第三号

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）及び資金決済に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第百四十二号）の施行に伴い、並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年四月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省・経済産業省・内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。